

自動車保険の改定のご案内

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、当社では2019年1月1日以降始期のご契約からお客さまに一層の安心と信頼をお届けするために商品の改定を行うとともに、社会環境の変化や直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準等の見直しを行っております。
本ご案内をご確認いただき、引き続き三井住友海上をご用命くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

GK : GK クルマの保険 **一般用** : 自動車保険・一般用 **ドライバー** : GK クルマの保険・ドライバー保険 **はじめて** : はじめての自動車保険

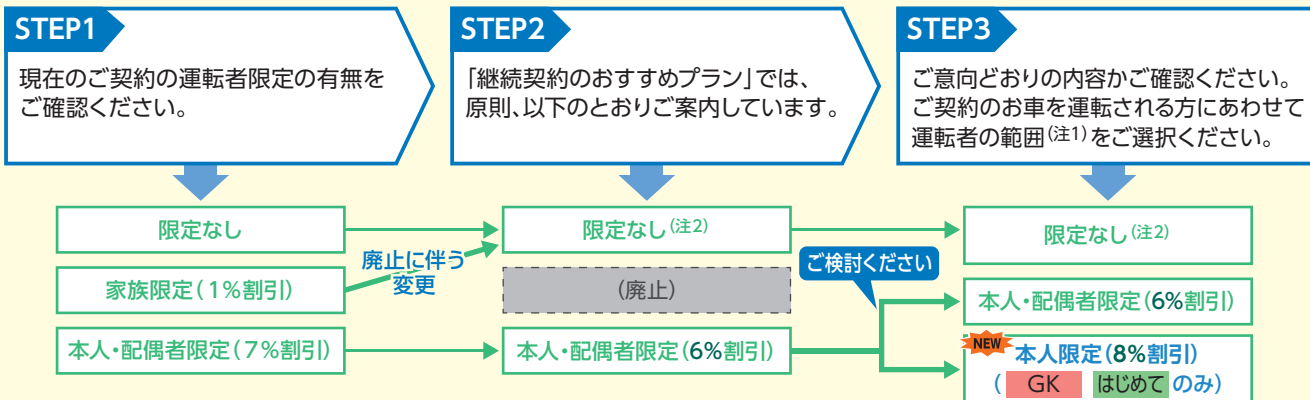
今回の改定で特にお伝えしたいポイントです。ご継続にあたり、必ずご確認ください。

運転者の範囲を限定する特約をセットしているお客さま *記名被保険者が個人の場合

運転者の範囲を限定する特約について以下の改定を行いました。
本改定に伴い、当社よりお客さまにお送りする「満期のお知らせ」に記載の「継続契約のおすすめプラン」の内容が、現在のご契約と異なる場合があります。

<改定内容>

- ① 運転者の範囲を家族に限定する「家族限定」を廃止しました。
- ② 運転者の範囲を本人に限定し、保険料割引率を「8%」とする「本人限定」を新設しました。(**GK** はじめて のみ)
- ③ 「本人・配偶者限定」の保険料割引率を「7%」から「6%」に改定しました。



(注1) 「運転者限定特約」をセットすることで「本人・配偶者限定」「本人限定」を選択できます。
(注2) 「記名被保険者またはその配偶者」の同居のご親族、または別居の未婚のお子さまがご契約のお車を運転する場合、「限定なし」でご継続ください。

世帯で複数台のお車を所有し、「自動車事故弁護士費用特約」をセットしているお客さま *記名被保険者が個人の場合

従来はお車1台ごとに特約をセットする必要があった「自動車事故弁護士費用特約」の補償範囲を変更し、「弁護士費用(自動車事故型)特約」に名称を改めました。1世帯に1つ特約をセットすることでその世帯のお車がまとめて補償されるように改定しました。このため、世帯で複数台のお車を所有しているお客さまのうち、「自動車事故弁護士費用特約」をそれぞれのお車にセットされている場合は、本改定に伴い補償が重複しますので、他のお車の特約を削除することなどをご確認ください。

<お車1台ごとに特約をセットしている世帯におけるイメージ>



『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』の新設

当社が独自に開発した専用のドライブレコーダーをご契約のお車に設置していただくことで、お客さまの運転を見守り、安心をご提供する『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』を新設します。ドライブレコーダーの映像録画機能が加わることで、お客さまにより一層の安心をお届けします。

高度な「事故緊急自動通報サービス」を提供!

ドライブレコーダーは常時お客さまの運転を録画していますので、事故等で大きな衝撃を検知した場合には、自動的に事故情報を録画映像とともに当社に通知します。当社では映像を確認しながら、事故直後の初期対応に必要なアドバイスやレッカー手配等をお客さまを迅速かつ的確にサポートします。万一の場合にも安心です。

*『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』は、『GK クルマの保険』に「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」をセットした契約のペットネームです。




*画像は開発中のものです

1 保険料の見直し

1 保険料水準の見直し GK 一般用 はじめて ドライバー

直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準の見直しを行いました。
また、1ページ目に記載のとおり、運転者の範囲を限定する特約を見直し、割引率を変更しました。

2 その他の保険料割引の改定 GK 一般用 はじめて

	改定前	改定後
①ゴールド免許割引 UP (GK のみ)	10%割引	12%割引(本人限定がセットされた場合のみ15%割引)
②長期優良割引 UP (GK ・ 一般用 のみ)	1.5%割引	2%割引
③新車割引の改定 UP	改定前後とも、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合に適用されます。	
	割引適用期間の変更	始期日が初度登録(初度検査)から25か月以内(車両保険は49か月以内)の場合に適用されます。
	割引率の見直し	ご契約のお車の用途車種および補償・特約によって、2%~23%の割引率が適用されます。
	割引率加算の見直し	ご契約のお車がハイブリッド車等(注)の場合は割引率を1%上乘せします。
④ECOカー割引 NEW (先進環境対策車割引)の新設	—	3%割引 ただし、次の条件をすべて満たす場合 ①自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ハイブリッド車等(注)の場合 ②始期日が初度登録(初度検査)から13か月以内
⑤ノンフリート多数割引 の割引率の見直し UP	2台...3%割引 3台~5台...4%割引 6台以上...5%割引	2台...3%割引 3台~5台...4%割引 6台以上...6%割引

(注)ハイブリッド車等とは、ハイブリッド自動車・電気自動車・圧縮天然ガス自動車(CNG車)をいい、燃料電池自動車(FCV)は電気自動車に含まれます。

2 安心・安全な車社会を実現するための改定

1 対人賠償保険・対物賠償保険における被保険者の範囲拡大 GK 一般用 はじめて ドライバー

対人・対物事故における運転者が民法上の責任無能力者である場合に、その運転者の監督義務者を対人賠償保険および対物賠償保険の被保険者として追加するよう改定し、監督義務者が法律上の賠償責任を負うときに補償されるようにしました。

2 「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」の新設 GK 一般用 はじめて ※対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットします。



運転者が責任無能力者であると認められる一方で、その者の監督義務者がいない場合または監督義務者に法律上の賠償責任がない場合において、対人賠償保険および対物賠償保険による賠償を受けられなくなる被害者を救済する「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」を新設しました。

これらの補償・特約による被害者救済機能を
社会のセーフティネット機能として
提供することにより、
安心・安全な車社会を実現します。

3 賠償に関する補償のバージョンアップ

1 対物賠償保険における「電車等運行不能賠償補償」の追加 GK 一般用 はじめて ドライバー

対物賠償保険について「電車等運行不能賠償補償」を追加し、ご契約のお車が線路内に立ち入り、電車との衝突等の物損がない場合であっても、電車等を運行不能にさせたときの鉄道会社等への損害(振替輸送費用等)を補償するように改定しました。

2 「日常生活賠償特約」における「電車等運行不能賠償補償」および「日本国外事故の補償」追加 GK 一般用

a.「日常生活賠償特約」について、対物賠償保険の改定と同様、日本国内において、自動車以外で線路内に立ち入り、電車等を運行不能にさせた場合の鉄道会社等への損害(振替輸送費用等)を補償するように改定しました。

b.補償対象となる事故の範囲を拡大し、日本国外で発生した日常生活に関する事故について3億円を限度として補償するように改定しました。ただし、日本国外の事故は、示談交渉サービスの対象外です。

(注)「電車等運行不能賠償補償」は、日本国内で発生した事故のみが補償対象です。

<補償内容>

事故	保険金額	示談交渉
日本国内(注)	無制限	○
日本国外	なし⇒3億円	×

※上記改定のほか、「日常生活賠償特約(保険金額・無制限)」の名称を「日常生活賠償特約」に改めました。また、対象となる事故の範囲を自転車事故に限定した「自転車賠償特約」を新設しました。

4 おケガや弁護士費用に関する補償・特約の見直し

1 「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」の新設 GK 一般用

下記①から③の補償・特約を統合し、事故でおケガをして入院した場合や、一定の後遺障害が発生した場合に役立つ費用を1つの特約で補償する「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」を新設しました。これまで下記①から③のいずれかの特約をセットされていたお客さまには、「継続契約のおすすめプラン」では、原則「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」をセットしておすすめしています。



(注1) 入院中の家事をホームヘルパー等に委託するための費用等を補償する「ケアサポート費用特約」を廃止し、「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」に統合しました。
 (注2) 病院の個室を利用するための費用を補償する「差額ベッド費用特約」を廃止し、「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」に統合しました。
 (注3) 福祉機器等を取得するための費用等を補償する「重度後遺障害時追加特約」を廃止し、「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」に統合しました。
 (注4) 人身傷害保険(普通保険約款)で補償していた「転院移送費用」を廃止し、「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」に統合しました。



これまで人身傷害保険(普通保険約款)で補償していた「転院移送費用」を廃止し、「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」で補償するように改定しました。このため、上記①から③のいずれの特約もセットしていない場合は「継続契約のおすすめプラン」では本特約がおすすめされませんので、この機会に、新たに本特約のセットをご検討ください。

2 おケガに関する一時金補償の改定

<人身傷害保険をセットしているお客さま> GK 一般用

「搭乗者傷害(入通院/2区分)特約」を改定し、「傷害一時金(1万円・10万円)特約」に名称を改め、人身傷害保険のお支払いの対象となる事故の場合に傷害一時金をお支払いできるようにしました。これにより、「自動車事故特約」または「交通乗用具事故特約(GK のみ)」をセットいただいたお客さまにはご契約のお車に搭乗中以外の事故(歩行中に自動車と衝突する事故等)でも傷害一時金をお支払いできるようになりました。

<人身傷害保険をセットしていないお客さま> 一般用 ドライバー

「搭乗者傷害(入通院/5区分)特約」を「搭乗者傷害(入通院/一時金)特約」に名称を改めました。なお、改定による補償内容に変更はありません。

3 弁護士費用に関する特約の改定 GK 一般用

①「自動車事故弁護士費用特約」のセット方法変更

記名被保険者が個人のご契約の場合について、本特約のセット対象を「お車1台ごと」から「世帯ごと」に変更しました。

*記名被保険者が法人の場合は、引き続き「お車1台ごと」にセットいただく必要があります。

②自動車事故の補償対象拡大

弁護士費用に関する特約では、事故等で相手方に損害賠償請求を行う場合の弁護士費用等を補償対象としています。この補償に加え、対人・対物事故があり、過失がないにもかかわらず相手の方から訴えられた場合に対応するための弁護士費用等についても保険金をお支払いできるように「自動車無責事故」を補償対象として追加しました。

③特約名称の改定

補償範囲に応じた特約名称に改めました。

<弁護士費用に関する特約の改定内容>

特約名称	自動車事故		日常生活被害事故	セット方法
	自動車被害事故	自動車無責事故		
自動車事故弁護士費用特約⇒ 弁護士費用(自動車事故型)特約	○	×⇒○	×	お車1台ごと⇒ 世帯ごと
弁護士費用特約⇒ 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約(注)	○	×⇒○	○	世帯ごと

(注) 被保険者の範囲を変更し、記名被保険者およびそのご家族の方が所有はしていない「常時使用している自動車」における実際の所有者を、被保険者の範囲から対象外とするよう改定しました。

弁護士費用に関する特約をセットする場合、補償の重複にご注意ください。

世帯で複数のお車を所有し、それぞれのご契約に「自動車事故弁護士費用特約」がセットされている場合、「継続契約のおすすめプラン」には「弁護士費用(自動車事故型)特約」がそれぞれのご契約にセットされています。この場合、弁護士費用に関する補償が重複しますので、保険金額の増額を希望されるときを除き、世帯で1台のみに弁護士費用に関する特約をセットし、他のご契約からは特約を削除するようにしてください。

※上記改定のほか、弁護士費用の補償範囲を自動車事故と自転車事故に限定した「弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約」を新設しました。この特約は、「自転車賠償特約」(2019年1月新設)をセットした場合に、セットすることができます。

5 その他の改定

① 各種ロードサービスの改定 GK 一般用 はじめて

各種ロードサービスについて見直しを実施します。

改定項目	概要											
「運搬・搬送・引取費用」の 限度額変更	<p>改定前は「運搬・搬送・引取費用」を合わせて30万円^(注)を限度額としてお支払いしていましたが、改定後は「運搬費用」「修理後搬送費用」「修理後引取費用」で個別の限度額とすることでより手厚い補償を提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補償項目</th> <th>補償内容</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 運搬費用</td> <td>走行不能となった場所から修理工場等までレッカー等で運搬するための費用</td> <td>30万円^(注)</td> </tr> <tr> <td>② 修理後搬送費用</td> <td>修理後にご自宅等までご契約のお車を搬送するための費用</td> <td rowspan="2">②・③を合算して 15万円</td> </tr> <tr> <td>③ 修理後引取費用</td> <td>修理後にご契約のお車をご自身で引き取るための交通費</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 車両保険がセットされている場合は車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額となります。</p>	補償項目	補償内容	限度額	① 運搬費用	走行不能となった場所から修理工場等までレッカー等で運搬するための費用	30万円 ^(注)	② 修理後搬送費用	修理後にご自宅等までご契約のお車を搬送するための費用	②・③を合算して 15万円	③ 修理後引取費用	修理後にご契約のお車をご自身で引き取るための交通費
補償項目	補償内容	限度額										
① 運搬費用	走行不能となった場所から修理工場等までレッカー等で運搬するための費用	30万円 ^(注)										
② 修理後搬送費用	修理後にご自宅等までご契約のお車を搬送するための費用	②・③を合算して 15万円										
③ 修理後引取費用	修理後にご契約のお車をご自身で引き取るための交通費											
「修理後引取費用」「臨時帰宅・移動費用」「臨時宿泊費用」の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・「修理後引取費用」に、免責金額(自己負担額)1,000円を導入しました。 ・「修理後引取費用」および「臨時帰宅・移動費用」について、知人の車で送迎された場合等のガソリン代・有料道路料金等を補償対象外としました。 ・臨時宿泊費用保険金の限度額を10,000円から15,000円に引き上げました。 											
車両保険における 「運搬費用」優先払いの廃止	改定前は車両保険がセットされている場合、「運搬費用」は「ロードサービス費用特約」に優先して車両保険から支払われていましたが、改定後は車両保険に優先して「ロードサービス費用特約」から支払われるようになります。なお、ノンフリート契約の場合は、「ロードサービス費用特約」が自動セットされるため、必ず「ロードサービス費用特約」から支払われます。											
二輪自動車におけるヘルメット 閉じ込み時の補償追加	二輪自動車および原動機付自転車でヘルメットをトランク等に閉じ込み、取り出せなくなったことによる走行できなくなった場合の運搬費用等を補償対象としました。											
おクルマQQ隊の「各種情報提供サービス」の廃止	ご利用実績が減少していることを踏まえ、おクルマQQ隊のサービスの1つであるレンタカー、ガソリンスタンドのご紹介等を行っていた「各種情報提供サービス」を廃止しました。											

※ はじめて は「移動費用対象外特約」が自動セットされるため、「臨時宿泊費用」「臨時帰宅・移動費用」および「レンタカー費用」は対象外となります。

フリート契約者の皆さま

- (1) 2019年1月1日以降始期契約にセットされる、「ロードサービス費用特約」等の保険料に対して、フリート割引・割増(およびフリート多数割引)を適用しないよう規定を改定しました。これにより「ロードサービス費用特約」等にかかる保険料は、フリート割引・割増にかかわらず定額となります。
- ※1 全車両一括特約、全車両一括(中途取得自動車の保険料一括精算方式)特約および管理請負自動車保険特約のいずれかをセットした2018年12月31日以前始期契約は、明細を含めて1契約として取り扱うため、2019年1月1日以降に増車が発生した場合も、本改定を適用しません。
 - ※2 「ロードサービス費用特約」等とは「ロードサービス費用特約」・「レンタカー費用特約」・「レンタカー費用特約(特殊車両等用)」を指します。
- (2) 「法人契約の指定運転者特約」をフリート契約にもセットできるよう改定しました。

2 その他

改定項目	概要	改定の対象となる保険種類
配偶者の定義の改定	配偶者の範囲を改定し、戸籍上の性別が同一であるが、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方について、配偶者に含むこととしました。	GK 一般用 ドライバー はじめて
「自損傷害特約」/ 自損傷害保険の改定	「自損傷害特約」(人身傷害保険をセットしない GK ・ 一般用 がセット対象)および自損傷害保険(ドライバー の普通保険約款)における自損傷害保険金の支払保険金として、介護費用保険金を追加しました。	GK 一般用 ドライバー
「レンタカー費用特約(特殊車両等用)」のセット条件の改定	「レンタカー費用特約(特殊車両等用)」について、「ロードサービス費用特約」をセットした契約にのみセットできるようセット条件を改定しました。	一般用
「はじめての自動車保険」の 保険期間の改定	「はじめての自動車保険」で保険期間を3年以外とする契約ができるよう改定しました。	はじめて

- このご案内は、2019年1月改定の概要をご説明したものです。なお、満期を迎えるご契約の始期日が2017年12月31日以前の場合(保険期間が1年を超えるご契約のお客さま)、本改定前に実施済みの自動車保険の改定等による変更点があります。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 2019年1月1日以降のご契約の詳細は、パンフレット、『重要事項のご説明』または『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご覧ください。
- 『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険、『自動車保険・一般用』は一般自動車総合保険、『GK クルマの保険・ドライバー保険』は自動車運転者損害賠償責任保険、『はじめての自動車保険』は個人用自動車保険の略称です。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。
<https://www.ms-ins.com>

